

○みやき町特別支援教育就学奨励費交付要綱

平成29年8月17日教委告示第14号

みやき町特別支援教育就学奨励費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、みやき町立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する学齢児童をいう。
- (2) 生徒 法第17条第2項に規定する学齢生徒をいう。
- (3) 保護者 法第16条に規定する児童及び生徒の保護者をいう。
- (4) 特別支援学級 法第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励費の交付対象者は、みやき町立小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者で、支給を受けようとする者の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣の定める基準の例により算出したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の2.5倍未満の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療養機関等に入所又は通院し、当該施設等について就学に係る措置費又は療養の交付を受けている児童又は生徒の保護者
- (2) 生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている児童又は生徒の保護者
- (3) みやき町要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱（平成17年教委告示第16号）の規定による就学援助費の交付を受けている児童又は生徒の保護者

(対象経費)

第4条 この要綱に基づき交付する奨励費の対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 学用品購入費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 通学用品購入費

- (5) 校外活動等参加費
 - (6) 修学旅行費
 - (7) 通学に要する交通費
- (交付の申請)

第5条 奨励費の交付を受けようとする保護者は、次に掲げる第1号から第4号までの書類を、教育委員会が指定する期日までに、児童又は生徒が在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) みやき町特別支援教育就学奨励費交付申請書（様式第1号）
 - (2) みやき町特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）
 - (3) 確認了承書（様式第3号）
 - (4) その他教育委員会が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 教育委員会は、前条の書類を受領したときは、必要な事項を審査し、予算の範囲内において交付の適否及び支給区分を決定し、学校長を通じて、みやき町特別支援教育就学奨励費交付・却下決定通知書（様式第5号）により保護者に通知しなければならない。

(決定の取消し等)

第7条 支給の決定を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、教育委員会は奨励費の交付の決定を取り消し、みやき町特別支援教育就学奨励費交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 保護者が辞退したとき。
- (2) 児童又は生徒が町内の小学校又は中学校の特別支援学級に在籍しなくなったとき。
- (3) 生活保護法に基づく教育扶助の受給者となったとき。
- (4) 虚偽の申請により支給を受けていることが判明したとき。
- (5) その他教育委員会が奨励費の支給決定の取消しが必要と認めたとき。

(奨励費の辞退)

第8条 奨励費を辞退する保護者は、みやき町特別支援教育就学奨励費辞退届（様式第4号）により、育委員会が指定する期日までに、児童又は生徒が在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(交付額)

第9条 奨励費の交付額は、毎年度国が示す額の範囲内で予算に定める額とする。

(請求、受領並びに過誤納金の返納及び処理の委任)

第10条 奨励費の交付を受ける者は、その請求、受領並びに過誤払い金の返納及び処理の権限を学校長に委任することができる。

(交付方法)

第11条 奨励費の交付は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で、直接保

護者等に対して行うものとする。

2 前項の他、校長が保護者等から受領等について委任を受ける場合、校長は適切な方法により、金銭又は現物で、直接保護者等に交付する。

(補助機関)

第12条 交付事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は次の事務を行うものとする。

(1) 校長は、教育委員会が作成した「特別支援教育就学奨励費支給明細書」に基づき奨励費を交付する。

(2) 校長は、「特別支援教育就学奨励費個人別領収書」を作成し、交付の都度整理する。

(3) 校長は、交付事務が完了したときは、「特別支援教育就学奨励費個人別領収書」及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その認定を受ける。

(4) 教育委員会は、交付事務の適正な執行を図るため、校長が行う交付事務について検査を行う。

(奨励費の返還)

第13条 奨励費は、返還を要しない。ただし、教育委員会が返還を要すると認めた場合は、この限りでない。

(報告)

第14条 奨励費の交付を受けている保護者及び学校長は、奨励費の交付に係る事項に異動が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)